

農地所有適格法人報告書

自 令和 〇〇年〇月〇日
至 令和 〇〇年〇月〇日

令和 〇〇年 〇月 〇日

由仁町農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地
夕張郡由仁町新光△△番地の〇
法人の名称 ユニ農場(株)
代表者氏名 代表取締役 由仁 太郎
電話番号 0123-△△-〇〇〇〇

次のとおり農地法第 6 条第 1 項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	ユニ農場(株) 代表取締役 由仁 太郎				
主たる事務所の所在地	夕張郡由仁町新光△△番地〇				
経営面積 (ha)	区 分	由仁町	〇〇町	△△市	合 計
	田	20.0		1.0	21.0
	畑	14.0	2.0	3.0	19.0
	採草放牧地				
	合 計	34.0	2.0	4.0	40.0
法人形態	株式会社				

複数の市町村に経営地がある場合記入する。

例：有限会社、農事組合法人 等

2 農地法第 2 条第 3 項第 1 号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
水 稲 小 麦 イチゴ 等	例：農作業受託〇〇ha、 加工販売、レストラン等	冬季除雪作業請負、造園 等

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3 年前(実績)	実績なし	実績なし
2 年前(実績)	0,000, 000円	000, 000円
1 年前(実績)	0,000, 000円	000, 000円
報告日の属する年 (実績又は見込み)	0,000, 000円	000, 000円

注：農業の売り上げが過半になっていることが必要。農事組合法人は農業以外の事業は記入不要。

3 農地法第2条第3項第2号関係

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権 の数	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
				農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託 の内容
				権利の種類	面積	直近実績	見込み	
由仁 太郎	200	日本		賃貸権	40, 000	300	300	
由仁 花子	100	日本				200	200	
栗山 次郎	30	日本				100	100	
長沼 花美	20	日本				100	100	

議決権の数の合計

400

農業関係者の議決権の割合

87.5%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 700 日

上の表に記入した年間従事日数の合計を記入する。

(2) 農業関係者以外の者（（1）以外の者）

氏名又は名称	議決権の数
三川造園(株) (代)三川 三郎	50

議決権の数の合計

50

農業関係者以外の者の議決権の割合

12.5%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

また、「議決権」については、持分会社の場合は、「社員」、農事組合法人の場合は、「組員」と読み替えて使用してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員すべての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
由仁 太郎	由仁町新光〇〇番地	日本		代表取締役	300	300	300	300
由仁 花子	由仁町新光〇〇番地	日本		取締役	200	200	200	200
栗山 次郎	由仁町東三川〇〇番地	日本		業務執行社員	100	100	100	100
長沼 花美	由仁町川端〇〇番地	日本		業務執行社員	100	100	100	100

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
注: 理事、株主等で常時従事者がいない場合などで使用人を農業に従事させている場合は記入する。 (雇用契約書など事実を確認する書類を添付すること)								

(2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条ら規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

また、記載された使用人が確実に法人で雇用されているかどうかを確認できる書類を添付してください。

例：雇用契約書の写し、法人代表者が発行する証明書（任意様式）など

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場干拓等を含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。

2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3 (1) 農業関係者」は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

【本様式に添付する書類のチェックリスト】（農地法施行規則第58条関係）

- ☐ ① 定款の写し
以前に農業委員会に提出していて、その後定款変更をしていない場合は、省略)
- ☐ ② 農事組合法人の場合は、組合員名簿、株式会社の場合は、株主名簿の写し
※ 持分会社の場合は、定款で確認できることから、添付不要
- ☐ ③ 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面とその承認会社の株主名簿の写し
- ☐ ④ 使用人を農作業の従事者とする場合には、その使用人を確実に雇用していることを証する書面（雇用契約書の写し・法人代表による証明書など）
- ☐ ⑤ その他、農業委員会から求められた参考となるべき書類